

奄美群島においては、現在、環境省が中心となり登録の前提となる国立公園等の保護地域指定に向けた取組が進められています。（資料編9－（1））

（2）屋久島地域の概要

- ① 登録年月日 平成5（1993）年12月11日
- ② 登録面積 10,747ha
- ③ 登録理由

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめとする多くの高峰がそびえる山岳島であり、湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり、かつ年間4,000mm～10,000mmの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有しています。

海岸付近のガジュマル、メヒルギ等の亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帶、モミ、ヤマグルマ等の温帶、更にヤクザサ、シャクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ、また多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること等、特異な生態系を構成しています。

特に、本地域の傑出した自然の特徴として、樹齢数千年に及ぶ直径3～5mにも達するヤクスギがあげられ、老齢の巨樹林は、生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられています。

さらに、当地域には、ヤクタネゴヨウ等絶滅の恐れのある植物が生育しています。

（資料編9－（2））

（3）屋久島地域の保護・管理

世界自然遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として、原生自然環境保全地域、国立公園等各種地域指定制度の運用及び各種事業の推進等の基本となる「屋久島世界遺産地域管理計画」が策定されています。

管理計画では、遺産地域が世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって厳正な保護を図ることを基本として、①工作物の新築、土石の採取等の厳正な規制、②特定地点への利用の集中を防止するための措置の実施、③優れた自然の体験、観察、学習等の適正な利用の促進などの方針に沿って対処することとしています。

また、遺産地域の管理を効果的に実施するため、地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置されています。なお、環境省では、世界遺産地域の調査・研究、環境教育を柱とした普及啓発及び国立公園の管理運営のため、平成8年4月13日「屋久島世界遺産センター」を開館しています。

（4）世界自然遺産会議の開催

世界遺産条約に登録された屋久島を有する本県において、世界自然遺産を有する国内外の自治体等が一堂に会する場を提供し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりの在り方について論議を深めるとともに、県民参加による豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進するために平成12年5月「世界自然遺産会議」を開催、「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」が採択されました。

会議では併せて、屋久島をはじめ本県の優れた自然などを世界に紹介し、アジア太平洋地域を中心とした国々との国際交流を推進しました。（資料編9－（3））

(5) 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組

平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことから、県では、平成15年度以降「奄美群島重要生態系地域調査事業」（平成15～17年度）や「奄美群島自然環境保全再生推進事業」（平成18、19年度）を実施し、保護地域の指定推進や世界遺産候補地としての価値の維持、気運の醸成に努めてきました。

平成20年度は「奄美群島自然共生事業」及び「地域振興推進事業」（大島支庁）により下記の取組を実施しています。

① 国立公園等の保護地域指定の推進

遺産登録の前提となる国立公園等の保護地域指定に向け、「奄美群島重要生態系地域調査事業」の成果をもとに、環境省等関係機関との調整に努めました。

② 世界自然遺産候補地としての価値の維持

ア 希少野生生物保護対策

希少野生生物の保護に関する必要な対策等について調整・協議することを目的に「奄美希少野生生物保護対策協議会」を奄美市において3回開催し、この協議会での検討をもとに、アマミノクロウサギ等の交通事故（ロードキル）の防止対策を試行するとともに、普及啓発用看板の設置、チラシの作成・配布に取り組みました。

また、ノイヌ・ノネコ対策検討会を奄美市において3回開催しました。

イ 野生化ヤギの防除

野生化したノヤギの食害による自然植生の衰退が危惧されているため、生息数の多い4町村（大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）においてノヤギ駆除を実施しました。
(捕獲実績 合計260頭)

③ 気運の醸成

地域の方々に奄美の自然等への理解を深めてもらうため、地元に設置された「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」や地元市町村、環境省等と連携し、地元住民説明会や公開講座の開催、普及啓発用パンフレットの作成などに取り組みました。

4 自然環境の管理体制

自然環境保全地域及び自然公園の規制指導を適正に実施するため、次のような指導監視体制で臨んでいます。

(1) 国、県、市町村関係

環境省九州地方環境事務所、環境省自然保護官事務所（えびの、天草、鹿児島、屋久島、奄美）、奄美野生生物保護センター、県環境保護課、県観光課、県大島支庁、県地域振興局建設部、各市町村自然保護担当課

(2) 県非常勤職員

自然保護監視員

名瀬、瀬戸内、徳之島、与論駐在監視員（各1名） 合計4名

(3) ボランティア等

県自然保护推進員（67名）、環境省自然公園指導員（59名）、霧島連山自然保护協議会等

5 開発行為の指導・助言

自然環境保全地域、自然公園などの自然保護地域を各地に設定し、これらの地域の適切な管理に努めていますが、その他の地域においても、県自然環境保全条例第24条に基づき、一定規模以上の開発行為について、自然保護の観点から指導を行い、自然環境の保全を図っています。平成20年度は、4件の届出を受理しました。

6 自然保護思想の普及啓発

(1) 自然保護推進員等研修会

自然環境の保全の実効を上げるためにには、県民の自然環境保全に対する正しい理解と認識を深め、自然保護思想の普及高揚を図ることが必要です。

市町村担当者、県自然保護推進員、県希少野生動植物保護推進員を対象に、平成20年7月16日から8月21日の間に研修会を5回開催し、約60名が参加しました。

7 身近な自然の保全

(1) 森林の保全

① 現状

森林は、木材等の林産物を生産するだけではなく、水源のかん養や山地災害の防止、地球温暖化防止、保健休養の場の提供など公益的機能を有し、県民生活に深く結びついています。

しかしながら、近年、県内の森林は林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化等により、間伐等の森林整備の遅れやそれによる公益的機能の低下した森林の増加が懸念されています。

このようなことから、森林の有する多様な機能を高度に發揮させ、安全で潤いのある県土の形成に資するため、森林の適正管理に努めるとともに、県民が森林整備に参加しやすい体制を整備するなど、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

② 対策

ア 環境の森林の整備

環境の森林については、自然環境や公益的機能に配慮し、長伐期施業等計画的な森林の整備・管理を推進します。また、その特徴を生かし、森林ボランティア活動を活用した県民参加型の森林づくりを推進します。（表2-8）

表2-8 環境の森林面積（平成20年度末）

流域名	箇所数	面積(ha)
甲突川流域	13	133
川内川流域	6	71
万之瀬川流域	1	12
天降川流域	3	23
別府川流域	2	25
菱田川流域	1	11
大淀川流域	1	6
離島	1	356
計	28	637

イ その他の森林

(ア) 保安林の充実

県民の生活環境等を保全するため、特に重要な役割を果たしている森林については、水源かん養保安林等への保安林指定を行っています。

本県においては、地域森林計画に基づき、重要な水源林や山地災害危険地区を中心、平成20年度末で民有林の13.6%，59,286haを保安林に指定しています。

(表2-9)

表2-9 保安林指定実績（平成20年度）

保安林の種類	指定実績(ha)
水源かん養保安林	460
その他保安林	259
計	719

(イ) 保安林の整備

自然災害等によって機能が低下した保安林については、その機能の早期回復を図るため、治山事業を積極的に導入しています。（表2-10）

表2-10 治山事業実績（平成20年度）

事業名	施工実績	
	箇所数	面積(ha)
山地治山	72	9.45
防災林整備	4	0.38
水源地域等保安林整備	37	125.9
計	113	135.73

(2) 赤土等流出防止対策

奄美地域における赤土等流出防止対策を総合的に推進するため、県大島支庁内に県・市町村・関係団体・国の機関が一体となった「奄美地域赤土等流出防止対策推進協議会」を、また、県本庁内に、赤土等流出防止対策に関し関係課が連絡調整を図り事業の円滑な実施を支援するため、「赤土等流出防止対策連絡会議」を設置しています。

平成20年度は、「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を中心に、工事関係団体等へ対策徹底の文書依頼、啓発用リーフレットの作成・配布、地元ケーブルテレビやFMラジオを活用した啓発CMの放送、新聞広告や啓発ポスター・標語コンクールなどの啓発活動、広報啓発用公用車マグネットシールの購入及び斡旋、技術講習会の開催及び合同パトロール等により、赤土等の流出防止対策の推進に努めました。